⑷　代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

3　２の欄は、次によること。

⑴　①の欄は、第２条第１項に掲げる無線局の種別を記載すること。

⑵　②の欄は、現に免許を受けている特定無線局の包括免許の番号を記載すること。

⑶　③の欄は、現に免許を受けている特定無線局の運用開始の期限を記載すること。

⑷　④の欄は、希望する延長期限及び延長する理由を記載すること。

4　申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。

5　申請書の用紙は、日本工業規格Ａ列４番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

［新設］

別表第三号の四　無線局の運用開始等に係る届出書の様式（第24条第３項関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

無線局の運用開始等の届出書

年　　月　　日

総務大臣　殿（注１）

□電波法第16条第１項の規定により、無線局の運用開始の期日について、下記のとおり届け出ます。

□電波法第16条第２項の規定により、無線局の運用を休止又は無線局の運用の休止期間を変更するので、下記のとおり届け出ます。

□電波法第27条の６第２項の規定により、特定無線局の運用を開始したので、下記のとおり届け出ます。

□無線局免許手続規則第24条第２項第１号の規定により、無線航行陸上局の無線局運用規則第108条第３号及び第４号（これらの規定を同規則第182条において準用する場合を含む。）に掲げる事項について、下記のとおり届け出ます。

□無線局免許手続規則第24条第２項第２号の規定により、標準周波数局の無線局運用規則第140条各号に掲げる事項について、下記のとおり届け出ます。

□無線局免許手続規則第24条第２項第３号の規定により、特別業務の局の無線局運用規則第140条各号に掲げる事項について、下記のとおり届け出ます。

（注２）